

平成27年度第8回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成27年11月20日(火) 午後2時

召集場所 清須市役所3階小会議室

開 会 平成27年11月20日(火) 午後2時

出席委員 20名

1番 大橋 浩	2番 渡辺 秋郷	3番 山田富士雄	4番 横井 満之
5番 浅井 尊弘	6番 齊藤 嘉男	7番 横井 忠勝	8番 中野 浩光
9番 猪子 勝三	10番 加藤 重雄	11番 花木 満	12番 石黒 鉦俊
13番 石塚 芳政	14番 加藤 定雄	15番 後藤 鉄雄	16番 後藤 末秋
17番 加藤 和伸	18番 星野 満	19番 木村 芳彦	20番 加藤 頌茲

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 寺井 秀樹

主 事 野口 泰司

議事日程

1 開会のことば

2 農地転用等

(1) 議決案件

議案第13号	農地法第3条の規定による許可申請	1件
議案第14号	農地法第5条第1項の規定による許可申請	1件
議案第15号	相続税の納税猶予に関する適格者証明書	1件

(2) 報告案件

報告第19号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出	3件
報告第20号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	28件

3 その他

会 長 こんにちは。立冬を過ぎ、暑かった秋から一気に冬へと季節が変わりました。朝晩の冷え込みも厳しくなり、インフルエンザなど季節性の病気がはやり始めております。委員の皆さんは体調管理に、十分注意してください。では、改めまして只今から、平成27年度第8回清須市農業委員会を開催致します。本日の出席議員は20名で、定足数に達していることをご報告致します。次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は11番花木満委員と12番石黒鈺俊委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。それでは、本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件「(1) 議決案件」として、

- ・「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請」1件
- ・「議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請」1件
- ・「議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書」1件

「(2) 報告案件」として、

- ・「報告第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出」3件
- ・「報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出」28件

では、「議案第13号 農地法第3条による許可申請」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、番号5をご覧ください。申請地は春日流____番、現況登記とも田で面積803㎡です。(以下申請の内容を説明。省略)

会長 事務局の説明が終わりました。この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺い致します。委員のみなさんで何かありませんか。この案件の地元は、加藤和伸委員ですが。

加藤和伸委員 別に問題ないでしょう。

会長 他に何かご質問、ご意見等ありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として許可することとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について許可することと致します。続いて、「議案第14号 農地法第5条による許可申請」に移ります。事務局に説明を求めます。

事務局 議案書2ページ、番号15をご覧ください。申請地は阿原角の城____番、登記田、現況畑で面積335㎡です。(以下申請の内容を説明。省

略)

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、ご意見等があればお伺い致します。委員のみなさんで何かありませんか。この案件の地元は、山田富士雄委員ですが。

山 田 委 員 特にございません。

会 長 他に何かご質問、ご意見等ありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として許可することとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について許可することと致します。続いて、「議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書」について事務局に説明を求めます。

事 務 局 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてです。被相続人の死亡により平成27年2月10日に相続が発生しました。相続人は長男さんで、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在は、土田三反地____番、地目が田、面積991㎡の1筆です。10月28日に現地確認した際、適正な農業を営んでおられます。

納税猶予の適用条件であります、租税特別措置法第70条の6第1項並びに租税特別措置法施行令第40条の7第1項第2項の規定を被相続人、相続人とも満たし農業経営が行われている状況と思われれます。以上です

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、ご意見等があればお伺い致します。委員のみなさんで何かありませんか。この案件の地元は、石黒鉦俊委員ですが

石 黒 委 員 委託の場合もいいよね。

事 務 局 農地を農地として使用されていれば結構です。

会 長 他に何かご意見等ありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として異議なしとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することと致します。これをもちまして、議決案件については終了致します。

続きまして、「(2) 報告案件」に入ります。「報告第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、読み上げますから、地区の担当委員さん、何かありましたらお願いします。

22番、西枇杷島町押花____番、登記田、現況雑種地ですが。

大橋委員

これは問題ありません。

会長

23番、西枇杷島町城並二丁目____番、登記田、現況畑ですが。

渡辺委員

問題ありません。

会長

24番、朝日弥生____番、登記、現況共に畑ですが。

猪子委員

はい、問題ありません。

会長

以上の件について、何か質問等ありませんか。質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認致します。

(「異議なし」の声あり)

続いて、「報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出」に入ります。読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

81番、新清洲二丁目____番、登記、現況共に畑ですが。

石黒委員

はい、問題ありません。

会長

82番、春日川中____番、登記現況ともに畑ですが、

事務局

はい、これは大丈夫です。

会長

83番、朝日五条____番、ともに登記畑、現況雑種地ですが。

猪子委員

今工事してますけど、(再転用のため)問題ありません。

会長

84番、朝日五条____番、ともに登記畑、現況雑種地ですが。

猪子委員

はい、これも問題ありません。

会長

85番、西枇杷島町城並三丁目____番、登記田、現況雑種地ですが。

渡辺委員

はい、問題ありません。

会長

86番、廻間一丁目____番、登記現況共に畑ですが。

花木委員

結構です。

会長

87番、上条織部____番、登記畑、現況雑種地ですが。

石塚委員

これ、再転用で問題ありません。

会長

88番、東須ケ口____番、登記田、現況畑。水とかそういうの問題ありません。私の管轄です。

89番、清洲天王北____番、登記田、現況雑種地ですが。

横井忠勝委員

問題ありません。

会長

90番、寺野池端____番、登記畑、現況雑種地。水の関係ありません。いいと思う。

91番、西田中長堀____番、登記田、現況雑種地です。

中野委員

問題ありません。

会 長 92番、西枇杷島町古城一丁目____番、登記現況ともに田ですが。
 大 橋 委 員 これも問題ありません。
 会 長 93番、上条二丁目____番、登記現況ともに畑ですが。
 石 塚 委 員 これも再転用で問題ありません。
 会 長 94番、新清洲六丁目____番、登記田現況畑ですが。
 石 塚 委 員 はい、これも特にありません。
 会 長 95番、廻間三丁目____番、登記田、現況雑種地ですが。
 花 木 委 員 はい、いいです。結構です。96も一緒です。はい。97も同じ。はい。
 会 長 98番、上条織部____番、登記畑、現況雑種地ですが。
 石 塚 委 員 これも同じ。再転用で、はい。99番、これも同じですね。100番も。101番、102番、103番も。
 会 長 じゃあ、104番、西枇杷島町小田井三丁目____番、登記田、現況畑ですが。
 渡 辺 委 員 はい、問題ありません。
 会 長 105番、西枇杷島町小田井一丁目____番、登記現況ともに畑ですが。
 大 橋 委 員 これも問題ありません。
 会 長 106番、西枇杷島町古城一丁目____番、登記現況ともに田ですが。
 大 橋 委 員 これも問題ありません。
 会 長 107番、西枇杷島町古城一丁目____番、登記現況ともに田ですが。
 大 橋 委 員 これも問題ありません。
 会 長 108番、廻間三丁目____番、登記田現況宅地ですが。
 花 木 委 員 ええ、結構です。
 会 長 以上の件について、何か質問等ありませんか。質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認致します。
 渡 辺 委 員 4条の届出の23番ですが、この方、地領に持ち家がありますが、4条で問題ありませんか。
 事 務 局 届出は、申請者の方の不動産の所有状況については審査の対象ではありません。
 渡 辺 委 員 不合理な気がします。
 事 務 局 法制度上、詳しく聞く必要がないためです。
 会 長 これで、本日予定されていたすべての議案が終了しました。この際、何か質問・意見等ありませんか。なければ、「3 その他」に移ります。事務局からお願いします。

事務局（農地パトロールの日程及び出席状況を確認）
会長 それでは次回の開催について確認します。平成27年12月21日、月曜日、午後2時から、場所は清須市役所本庁舎3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。
以上で平成27年度第8回農業委員会を閉会します。

—終了時刻午後2時25分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な地番は「___番」との表記で省略して記載しています。